

有老協・リビング倶楽部会則

（目的）

第1条 公益社団法人全国有料老人ホーム協会（以下「本協会」という。）は、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅（以下「ホーム」という。）に関心のある方に対して、継続的にホームの情報を提供する目的で「有老協・リビング倶楽部」（以下「本会」という。）を設置・運営します。

（入会資格）

第2条 本会会員（以下「会員」という。）は、本会の目的に賛同し、ホームの入居に関心のある個人とします。

（入会の手続き・入会制限）

第3条 入会希望者は、本会則の内容を承諾した上で、所定の申込書に必要事項を記入し、本協会に申し込むものとします。なお、第2条に合致しない方（事業・営利目的の法人・個人等）のご入会はお断りさせていただきます。

2 本協会は、前項の申込を完了した入会希望者に対して、入会した旨を連絡します。

（会費）

第4条 入会金および会費は無料です。

（会員の特典）

第5条 会員は、以下の特典を受けることができます。

- （1）本協会が発行する情報誌の提供、本協会からの情報や高齢者向けのイベント等のご案内
- （2）本協会会員事業者から的高齢者向けのイベント等のご案内と各種優待サービス
- （3）相談内容に応じた資料のご提供
- （4）本協会会員事業者が運営するホームへ入居したことを情報提供いただいた会員へは、「シルバー川柳（単行本）」を無料贈呈

（申込事項の変更等）

第6条 会員は、住所、氏名、電話番号、メールアドレスなど入会時の申込事項に変更があった時には、速やかに本協会にその内容を届け出るものとします。

（退会等）

第7条 退会を希望する会員は、電話・文書等で退会の意思を本協会に伝えるものとします。なお、退会の事務手続には一定の期間を要するため、退会の申し出後も一定期間情報の提供が行われる場合があります。

2 会員が協会会員ホームに入居した場合は、情報の提供に努めるものとします。

3 会員が下記事項に該当すると本協会が認めた場合、予告なく退会の手続をとらせていただくことがあります。

- （1）各種案内等が送付または送信できないとき
- （2）第2条の入会資格を偽って入会したとき

- (3) 本会において得た情報を営利目的または公序良俗・法令に反する用途に利用したとき
- (4) その他、本会の運営上支障を生じると本協会が判断したとき

(個人情報の取り扱い)

第8条 本協会は、会員の個人情報について個人情報保護法を遵守し、かつ本協会が定めた個人情報保護方針及び個人情報保護規程等に基づいて個人情報を取り扱い、その管理と利用を適切に行います。

2 会員から取得する個人情報の内容は、次のものとします。

①氏名、②性別、③年齢、④住所、⑤電話番号、⑥FAX番号、⑦メールアドレス

3 本協会は、前項の個人情報を、本協会が公表する「個人情報保護方針」の「個人情報利用目的」に記載した次の利用目的に利用します。

- (1) 本協会が主催する消費者向けセミナー等のイベント案内書の送付
- (2) 本協会出版物の送付
- (3) 本協会が実施する各種アンケート調査票の送付
- (4) 本協会会員事業者からのダイレクトメールの送付

ダイレクトメールの送付を希望しない会員は、不要の意思を本協会に伝えるものとし、本協会はダイレクトメールの送付のみを止めるものとします。なお、送付停止の事務手続には一定の期間を要するため、送付停止の申し出後も一定期間情報の提供が行われる場合があります。

4 本協会は、前項の送付に際して、適切な契約関係にある第三者に対し、発送作業の委託を行う場合があります。

5 本協会は、会員からの個人情報の開示、訂正、追加、削除、消去、第三者への提供禁止の請求がある場合は、個人情報保護規程の規定に従って適切に対応します。

6 本協会は、会員が退会した場合は、遅滞なく、当該会員の個人情報を個人情報保護規程の規定に従って適切に廃棄します。

(禁止行為)

第9条 会員は、本会において得た情報を営利目的または公序良俗・法令に反する用途に利用できません。

(その他)

第10条 本協会は本会則の内容等を変更し、また本会のサービスを停止、または本会を廃止することがあります。この場合、会員へ通知を行います。

2 本協会は協会会員事業者等から提供された情報について、その責任を負いません。

3 会員への情報提供の遅延・未達による一切の損害に対して、本協会は責任を負いません。

(規程の改廃)

第11条 本規程の改廃は、理事会において行います。

附則

- 1 本規程は、公益社団法人全国有料老人ホーム協会設立の登記の日（2013年4月1日）から施行する。
- 2 本規程の改正は、2014年11月1日から施行する。
- 3 本規程の改正は、2017年6月1日から施行する。

- 4 本規程の改正は、2018年3月1日から施行する。
- 5 本規程の改正は、2023年4月20日から施行する。